

別冊資料② はまクル認定クラブ「参加の手引き」

別冊資料については、必要に応じて最新の情報に随時更新します。(最終更新日：R8.3.24)

1 はまクルへの参加に向けての流れ



2 はまクル認定クラブの運営をしたい方へ

《はまクル認定クラブ設立の流れ》



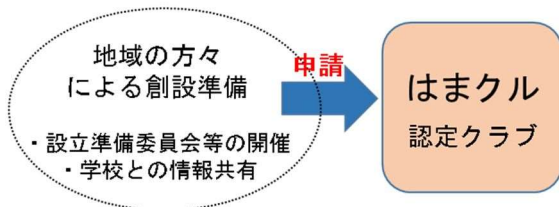
・Step 1 「はまクル」の認定を受ける前に・・・

浜松市の子供たちのために、地域クラブを創設し、はまクルの認定を受けたいと思ったら、この「はまクルガイドライン」を読み、基本理念や活動指針について理解を深めましょう。

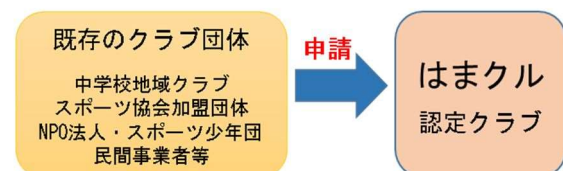
設立パターンやクラブの形によって、設立までの流れは異なります。まずは、どのような形のクラブを創設したいのかを明確にし、設立までの流れのイメージをもつことが大切です。

Check! 設立パターン

① ゼロからはまクル認定クラブを設立



② 既存クラブからはまクル認定クラブへ移行

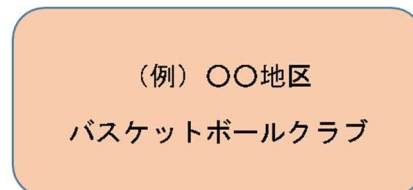


Check! クラブの形

① 運営団体が多くの実施主体を統括



② 運営団体と実施主体を兼ねる



次に、実際に運営や指導をする仲間を集めましょう。はまクル認定クラブでは、**2名以上の指導者登録が必要**です。指導者の確保が難しい場合は、市の「はまクル指導者人材バンク」に登録している指導者から探すことも可能です。(7ページ参照)

Check! 指導者・運営スタッフの配置について

- はまクル認定クラブでは、代表者（指導者との兼務可）及び会計担当者（指導者との兼務可）、指導者を配置し、2名以上で構成することを原則とします。**代表者、会計責任者、指導者は18歳以上（高校生は除く）の成人とします。**
- 代表者、会計担当者以外に、クラブとして副代表、監査役等の役職を設置することは構いません。
- 浜松市立小・中・高等学校の教職員が、クラブの代表者になることはできません。

- 生徒に技術指導等を行う指導者は2名以上を確保し、「はまクル指導者人材バンク」への登録が必須となります。
- 活動の際には、必ず1名以上の人材バンク登録指導者がつくようにしてください。
また、参加者の人数に応じて、見守りの運営スタッフ（保護者も可）を配置し、安全に活動できるように配慮してください。
- 複数の競技・種目のクラブを運営する場合（同一競技でも複数の地区で複数のクラブの運営を行う場合）には、運営責任者及び会計担当者は兼務することができます。指導者が、複数のはまクル認定クラブで指導を行うことも可能です。
- はまクル認定クラブとして大会やコンクールに参加する場合は、指導者の審判資格の保持等、大会参加要件を事前に確認してください。
- クラブの代表者は、指導者確保において、平日の部活動を担当する教員を含め、指導を望まない方に参加を強いることがないよう十分に配慮してください。また、指導者の健康や生活等に支障がないことを常に確認するようにしてください。

・Step2 「はまクル」の認定を受けるための準備をしよう！

Check! 「はまクル」の認定を受けるために必要な書類について

【必須】

はまクル認定クラブ認定（更新）申請書（第1号様式）

「はまクル指導者人材バンク」に登録した指導者（登録ナンバー付与）が、2名以上必要です。2名登録できない場合は、1名を「照会中」として申請することが可能ですが、活動開始時までには2名の登録がない場合は、認定及び活動することができません。

クラブ員名簿（第2号様式）

申請時にクラブ員がない場合は、指導者や運営スタッフのみ記載し、活動するクラブ員が確定次第、クラブ員及び指導者の保険加入を証明する書類を追加で提出してください。未提出の場合は、活動することができません。

クラブ規約

クラブ規約については、作成にあたっての見本例があります。

クラブで使用する金融機関の口座番号が分かる書類

口座の開設は必須とし、個人の私的な口座で管理・運営を行うことはしないでください。（口座名にクラブ名もしくは運営団体名が記載されている口座を使用）

クラブ員及び指導者が保険に加入していることが分かる書類

申請時にクラブ員がない場合は、活動開始までに提出してください。

【必要に応じて（不要な場合は提出する必要はありません。）】

中学校施設使用希望届（第3号様式）

中学校施設を主な活動場所としたい場合は、提出が必要となります。

中学生クラブ員の在籍及び常時活動の参加人数が5人未満の場合は、使用対象外となります。ただし、山間地、漁業集落、へき地で活動する場合等は、個別に考慮し、判断します。

- **学童災害共済団体登録関係書類**（浜松市学童等災害共済条例施行規則第2号様式）
学童災害共済団体の登録を申し込む場合は、提出が必要となります。

◎申請に必要な様式は、すべて浜松市のホームページからダウンロードすることができます。

・Step3 認定に必要な申請書類を提出しよう！

浜松市の電子申請システム「はままつスマート申請」を活用した申請となります。必要事項を入力したうえで、必要書類を添付して提出してください。申請は、下記の URL からアクセスできます。なお、何らかの理由でスマート申請が難しい場合は、事務局へ相談をしてください。

（浜松市「休日の部活動の地域展開」ホームページ）

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/renkei/tiikitenkai.html>



☆ 「はまクル認定クラブ」に認定！

申請書類の審査を行い、申請書類に問題がなければ、登録完了を通知します。その際に、はまクル認定クラブの登録番号と「はまクルポータルサイト」掲載フォーム URL を付与しますので、ポータルサイトへクラブプロフィールを掲載できるように準備を進めてください。

登録時にクラブ員がいない場合は、クラブ員が揃い次第、クラブ員が記入されたクラブ員名簿（第2号様式）及び、保険加入を証明する書類を追加で提出してください。それらの書類を事務局で確認し、不備等がない場合は、クラブ代表者へはまクル認定（更新）結果通知書（第4号様式）を送付し、正式な認定となります。

認定後は、はまクル認定クラブであることを市民に周知するために、クラブが作成するたよりや活動着等には、右のロゴマークを使用することを推奨します。（ロゴマークを各クラブが活用できるように、データを送付します。）



はまクルロゴマーク

はまクル認定クラブへの申請については、令和8年4月24日（金）より開始予定です。申請方法等の情報については、市のホームページ等で周知していきます。

なお、認定期間は3年間とし、更新する場合は、はまクル認定クラブ認定（更新）申請書（第1号様式）にクラブ員名簿（第2号様式）を添えて提出することとします。

・Step4 はまクル認定クラブとして活動を行うための準備をしよう！

① クラブ員を集めよう

クラブの活動に参加する生徒を集めましょう。はまクルは、生徒が自主的・自発的に活動を選択できることが大原則です。よって、生徒に入会を強制したり退会を引き留めたりすることはできません。

Check! クラブ員の募集について

- 各はまクル認定クラブのプロフィールは、浜松市「はまクルポータルサイト」に掲載します。
- クラブごとにチラシ等を作成し、配布や掲示をして周知をすることは可能です。作成物の掲示場所等には注意してください。

- 入会を検討している生徒や保護者のために、見学会や体験会等を開催することも考えられます。参加を検討している生徒が実際活動する場合は、体験会であっても保険に加入するようにしてください。

② 活動場所となる施設を予約し、活動に必要な道具を揃えよう

はまクル認定クラブは、休日（祝日を含む）の昼間（8：00～17：00）について、中学校施設を無償かつ優先的に使用することができます。中学校施設の使用を希望する場合には、認定申請時に、学校施設使用申請書（第3号様式）を提出してください。

なお、校舎内の使用については、セキュリティ等の面から、一部校舎及び教室、学校が指定する特別教室等は使用することができません。

Check! 学校施設の予約及び学校備品の使用について

- はまクルの活動場所として使用できるのは、中学校施設が基本となります。小学校施設は無償利用及び優先使用の対象ではありません。
- 主な活動場所となる中学校施設については、中学校施設使用希望届（第3号様式）の提出があったクラブを対象に、はまクル事務局にて活動場所を決定します。
- 学校施設以外の施設も使用することは可能です。まっぼっくりでの公共施設の借用については、他の一般団体と同様の方法となります。
- 学校施設の予約から使用日時の決定までの流れは、別冊資料③「はまクル認定クラブ中学校施設利用マニュアル」を確認してください。
- 学校備品の使用について、使用したい備品の借用願を学校に提出し、学校長の許可のもと使用を認めることとします。
- 学校施設の破損及び備品の破損や紛失等があった場合は、過失や故意に関わらず、速やかに当該校まで連絡してください。
- はまクル認定クラブの活動で使用する用具については、原則毎回持ち帰りとします。ただし、毎回の持ち運びが困難な大きな道具、重い道具等については、学校長の了承を得たうえで、学校施設での保管を認めます。

③ 活動開始時までに、クラブ員及び指導者は確実に保険へ加入しよう

認定申請時または活動開始時までに、クラブ員及び指導者の保険加入が証明できる書類を事務局まで提出してください。クラブ員や指導者が保険に加入していない状況で、活動をすることは認められません。

④ 保護者説明会等を開いて共通理解を図ろう

クラブの活動開始前には、参加する生徒の保護者を対象とした説明会等を開催しましょう。活動の方針や状況、会計処理等の情報については、保護者に理解してもらい、円滑な運営をしていくためにも、定期的に保護者会を開催するなどして報告することが望ましいです。また、定期的な保護者会でなくても、連絡ツールやたより等で活動の様子を情報発信していくことも、保護者の活動への安心感を高めるうえで有効です。

Check! 保護者説明会で伝えること

- 活動の目的
- 活動場所・活動計画・スケジュール
- 指導者
- 参加費等必要経費
- 保険
- 緊急時の対応

Step5 活動をスタートしよう！

はまクルガイドラインを遵守し、安全かつ充実した活動ができるようにしてください。
事故の防止や参加者の健康管理に関する資料を二次元コードにて掲載します。クラブの指導者及び運営スタッフは目を通し、緊急時の対応についての共通理解を図ってください。

「指導者の皆さまへ」



運動・スポーツ中の安全確保対策の評価・改善のための
ガイドライン（試行版）（スポーツ庁・令和8年1月）

「運営者の皆さまへ」



119救急ガイド
（浜松市消防局）

クラブの運営は、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行ってください。

なお、認定申請時に提出した書類から、規約の内容や活動計画等、変更が生じた場合には、速やかにはまクル認定クラブ申請事項変更届（第5号様式）を提出してください。

Check! 次年度の5月末日までに提出が必要な書類

- はまクル認定クラブ活動報告書（第6号様式）
- 収支報告書（形式は任意）

※期日までの提出が難しい場合は、事務局へ連絡してください。

Check! 大会やコンクール等に参加する場合

- 大会への参加において、クラブとして各競技協会等への登録が必要になる場合があります。
- 事前に各種大会の参加規程や要項等を必ず確認してください。参加者の条件や指導者の資格によっては、大会・コンクール等に参加することができない場合もあります。
- 大会・コンクール等への参加については、指導者の一方的な思いだけで決めるのではなく、参加者や保護者の考えを尊重し、了承を得て適切に参加できるようにしてください。
- 大会・コンクール等の主催者から依頼があれば、大会役員やスタッフの業務等、大会の運営に積極的に協力するようにしてください。

Check! はまクル認定クラブの活動費について、支援を受けたい場合

- クラブの運営をするうえで、活動費等の支援を受けたい場合については、制度が整い次第通知します。

【参考資料】文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」
別冊資料② 部活動の地域展開等に関する参考資料 より抜粋

地域クラブ活動において実現が期待される「新たな価値」の例

- 生徒のニーズに応じた**多種多様な体験**
(複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む)
- 生徒の**個性・得意分野**等の尊重
- 学校等の**垣根を越えた仲間**とのつながり創出
- 地域の様々な人や幅広い世代との**豊かな交流**
- 適切な資質・能力を備えた指導者による**良質な指導**
- 学校段階にとらわれない**継続的な活動**(引退のない継続的な活動)及び地域クラブ活動の指導者による**一貫的な指導** 等

地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについて

- **地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等**については、地域クラブ活動の運営主体(市区町村、市区町村以外の団体)や、事故等の原因主体(団体、指導者、生徒)に応じて賠償責任主体や賠償制度・保険の取扱いが異なる。
- **活動場所(市区町村立中学校等)の施設・設備の瑕疵に起因する事故等**については、地域クラブ活動の運営主体等に関わらず、施設・設備の管理者である市区町村が賠償責任主体となり、国家賠償法2条が適用される。

※【 】は賠償制度・保険の取扱い

		(1) 地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等			(2) 活動場所(市区町村立中学校等)の施設・設備の瑕疵に起因する事故等
		① 団体の瑕疵に起因	② 指導者の瑕疵に起因	③ 生徒の瑕疵に起因	
地域クラブ活動	運営主体	市区町村 はまクル認定クラブに該当	市区町村 ・市区町村・指導者(故意又は重過失の場合には市区町村から求償) 【国家賠償法1条】	生徒(保護者) 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	市区町村 【国家賠償法2条】
		市区町村以外の団体	団体 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」(法人対象)など	指導者(団体に雇用されている場合は団体も使用者責任を負う) 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	生徒(保護者) 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など
(参考) 学校部活動		市区町村 【国家賠償法1条】 ※災害共済給付において免責特約(災害共済給付の額の限度において設置者の賠償責任を免れさせる特約)を付することが可能	市区町村・指導者(故意又は重過失の場合には市区町村から求償) 【国家賠償法1条】 ※同左	生徒(保護者) 【民間保険】 ※災害共済給付では賠償責任保険は対象外。学校管理下の活動であり、「スポーツ安全保険」の対象外	

3 はまクル認定クラブに指導者として参加したい方へ

《はまクル指導者人材バンクへの登録から決定まで》

はまクル認定クラブに指導者として関わりたい場合、2つの方法があります。

① クラブ代表者から直接依頼を受けて関わる場合

クラブの代表者と直接交渉をして、指導者となります。指導者だけでなく、クラブの運営を行うスタッフも同様です。役割や報酬、参加頻度等、活動前に十分話し合いをしたり、文書で示したりするなどして、契約上のトラブルにならないようにすることが大切です。代表者が指導者を兼ねることもできます。

クラブ員名簿（第2号様式）に記載する指導者（各クラブ最低2名）は、指導者研修の受講状況把握等の理由から、本市の「はまクル指導者人材バンク」に登録を行います。

※登録完了時に付与される「人材バンク登録ナンバー」がクラブの認定申請の際に必要です。

② 指導者を希望するクラブに派遣されて関わる場合

事前に「はまクル指導者人材バンク」に登録を行います。その後、指導者情報を公開し、指導者を希望するはまクル認定クラブ側からの照会があれば交渉をし、双方の合意のもと、指導するクラブを決定します。

以下の Step 1～3は、②の方法で指導者になるまでの流れを示しています。



・ Step 1 「はまクル指導者人材バンク」に登録申込みをしよう！

活動に携わるために必要な資格等はありません。ただし、生徒理解、事故やトラブルへ対応する際に必要な知識や考え方などの知見を身に付けておくことが望ましいため、スポーツ協会や吹奏楽指導者協会等の指導者資格を取得することを推奨します。また、研修等への参加により指導者としての研鑽を積み、可能な限り資格取得に努めることが望まれます。

浜松市立小・中・高等学校の教職員が、はまクル認定クラブの指導者や運営スタッフとして携わる場合は、所属校長の了承を得たうえで、教育委員会に申請する必要があります。

☆ はまクル指導者人材バンクのリストに掲載！

クラブ未所属の方や、所属クラブに加えて他のクラブでの指導を希望する方の情報は、はまクルポータルサイト上に掲載されます。なお、掲載される情報は、個人情報に配慮し、限定した内容となります。（別冊資料①p5参照）

指導者自身が、はまクル指導者人材バンク専用の申請フォームに必要な事項を入力します。必要に応じて、はまクル事務局から入力情報について確認することがあります。また、入力内容によっては、人材バンクリストに登録できない場合があります。

人材バンク制度の詳細については、別冊資料①の「6 はまクル指導者人材バンク登録制度」を参照してください。

・Step2 所定の研修を受けて、準備をしよう！

はまクル認定クラブの代表者は、登録情報を確認し、依頼したい指導者がいる場合は、事務局に照会します。クラブ側が依頼したい場合でも、指導者として指導をすることの決定は個人の意思が尊重されます。

はまクル認定クラブの指導者は、活動開始時までに、本市指定の研修（研修動画の視聴）を受講しなければなりません。また、中学生を指導するうえでのコンプライアンスや競技指導力の向上に関わる研鑽を積むことが望ましいです。さらに、指導者資格の取得や救急救命講習の受講等も、参加者の安心・安全な活動につながります。

Check! 指導する前に受講しておくべき研修内容

(★…本市作成の研修動画に掲載)

- 中学生の指導にあたり配慮すべき事項★
- けがの予防や事故の防止★
- 熱中症の予防★
- 体罰・ハラスメントの防止★
- 緊急対応等のリスクマネジメント★
- 競技・種目の指導力向上

☆ 指導者を希望するクラブとのマッチング

指導者を希望するクラブからの依頼があった場合、はまクル指導者人材バンクシステムを活用して、クラブ側と指導者との交渉の機会等を設けます。システム上でのチャット機能を使用したやりとりのうえ、双方の了承があれば、電話や対面での面談が可能です。(面談時の事務局の同席はありません。)

両者の合意ができれば、当該クラブの指導者として契約をすることができます。不成立の場合は、他のクラブからの依頼を引き続き待つこととなります。

※システムの使用方法等の詳細は、該当クラブ及び指導者にお伝えします。

・Step3 指導者として活動をスタートしよう！

クラブ代表者の指示のもと、指導をスタートします。本市ガイドラインや各クラブの方針に沿った指導が求められます。

Check! 活動中の指導について

- 指導者等は、実技指導のほか、安全・傷害予防に関する知識・技能の指導、大会等の引率、用具の点検・管理、保護者との連絡など、多様な職務に従事します。そのため、できる限り幅広い知識・技能の習得に努めてください。
- 各競技・種目の指導者資格は必須ではありませんが、専門的な指導や事故、トラブル等の適切な対応を行うために、資格の取得に努めることを推奨します。
- 体罰、暴言や暴力、ハラスメントなどの行為を絶対に行ってはいけません。指導にあたっては、意見表明権を含む生徒の基本的な人権（意思の尊重）を擁護するように留意してください。

- 活動中は、常にクラブ員の安全を確保し、練習等が過度な負担にならないよう、徹底してください。特に熱中症等の対策は万全に行い、休養と水分補給の時間を確実に設定してください。暑さ指数（WBGT）31℃以上の場合、原則運動を中止してください。
- 気温や気象等の状況に十分留意して活動してください。特に暴風雨や落雷の危険性がある場合は、活動を直ちに切りやめ、クラブ員の安全を確保してください。
- クラブ員間で事故やトラブルがあった場合は、速やかに適切な対応をとるようにしてください。クラブ員の命を守ることを最優先に、緊急事態の場合は、躊躇なく警察や消防等への通報を行ってください。また、クラブ員間でいじめや暴力等があった場合、状況によっては保護者の了承を得つつ、クラブ員の在籍校への情報共有を行うようにしてください。

☆ はまクル指導者人材バンクリストからの削除

はまクル指導者人材バンクに登録されている指導者に、触法行為や不適切な指導等があった場合は、指導者人材バンクリストから削除され、該当する指導者は、はまクル認定クラブの活動に携わることができなくなります。

4 はまクル認定クラブの活動に参加したい生徒、保護者の方へ

《はまクル認定クラブ参加までの流れ》



・Step1 参加したい「はまクル認定クラブ」を探そう！

休日の過ごし方を考え、はまクル認定クラブの活動に参加したい場合は、本市の「はまクルポータルサイト」に掲載されているはまクル認定クラブの中から、希望に合うものを探しましょう。どのクラブに参加するかは、クラブの方針、活動場所への移動手段、参加費などを考慮し、家庭で相談して決定しましょう。

Check! はまクル認定クラブを探す方法

- 浜松市「はまクルポータルサイト」(現在準備中：令和8年5月中旬までに開設予定)

URL：

QRコード
掲載予定

・Step2 参加したいクラブと連絡を取ろう！

参加したいはまクル認定クラブが決まったら、各家庭から直接クラブ担当者に連絡を取り、入会や体験希望の意思を伝えます。

Check! はまクル認定クラブと連絡を取る方法

- はまクルポータルサイトの各クラブ「プロフィールページ」にあるフォームから、見学や入会、クラブの実態等に関わる問い合わせをします。

※すでにクラブ担当者の連絡先を知っていたり、クラブ員からの紹介があったりする場合は、各自の方法で連絡してください。

・Step3 参加したいクラブに入会しよう！

クラブ入会前には、必要に応じてクラブ担当者との面談や活動の見学・体験を行い、以下の項目を確認したうえで、入会の可否を決めましょう。

Check! 事前に確認すべき内容例

- 活動の目的
- 活動場所・活動計画・スケジュール
- 指導者
- 参加費等の必要経費
- 保険
- 緊急時の対応

Check! はまクル認定クラブの参加費等について、支援を受けたい場合

- 経済的に困窮する世帯の生徒で、はまクルの活動に参加したい場合の支援については、制度が整い次第、別途通知します。

Step4 活動をスタートしよう!

参加する皆さんは、「仲間と活動を楽しみたい」「技術を向上させたい」など、ぜひ自分なりの目標をもち、過度な負担にならないよう活動に取り組んでください。もし、活動中にトラブルがあった場合は、保護者や指導者に相談するなど、決して一人で悩むことがないようになしてください。